

○総務省令第二十三号

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）の一部の施行、地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）の施行及び地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成三十年政令第二百二十六号）の一部の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月五日

総務大臣 石田 真敏

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改める。

(政令第十条第九項の総務省令で定める特殊の関係)
第三条の十三の三 政令第十条第九項に規定する総務省令で定める特殊の関係は、次に掲げる関係とする。

一 一方の者が他方の法人(法第七十二条の二第四項に規定する人格のない社団等を含む。以下「当事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税(地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等)に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)に規定する地方法人特別税をいう。以下同じ。)」について同じ。)の発行済株式又は出資(自己が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額(以下この条において「発行済株式等」という。)の百分の五十を超える数又は金額の株式等(株式又は出資をいう。以下この条において同じ。)を直接又は間接に保有する関係その他の一方の者が他方の者を直接又は間接に支配する関係

〔二〕略

〔2〕4 略

(法第七十二条の二第五第二項の規定による承認の申請書等の様式)
第四条の四 法人の事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税について、次の表の上欄に掲げる申請書等の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。

〔表 略〕

(法人の事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税に係る申告書等の様式)

第五条 法人の事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないうやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

〔表 略〕

〔2〕略

3 法人が事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税に係る地方団体の徴収金を納付するとき(口座振替の方法又は法第七百四十七条の五の二第二項に規定する方法により納付する場合を除く。)は、当該地方団体の徴収金に第十二号の様式による納付書(当該様式によることのできないうやむを得ない事情があると認める場合において、総務大臣が別の様式を定めるときは、当該様式による納付書)(当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を添えて納付するものとする。

(更正請求書の様式)

第六条の五 法人が更正の請求をしようとする場合において、法第二十条の九の三第三項及び第七十二条の四十八の二第五項に規定する更正請求書は、道府県民税又は事業税若しくは特別法人事業税若しくは地方法人特別税については第十号の様式、市町村民税については第十号の

(政令第十条第九項の総務省令で定める特殊の関係)
第三条の十三の三 〔同上〕

一 一方の者が他方の法人(法第七十二条の二第四項に規定する人格のない社団等を含む。以下「当事業税及び地方法人特別税(地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等)に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)に規定する地方法人特別税をいう。以下同じ。)」について同じ。)の発行済株式又は出資(自己が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額(以下この条において「発行済株式等」という。)の百分の五十を超える数又は金額の株式等(株式又は出資をいう。以下この条において同じ。)を直接又は間接に保有する関係その他の一方の者が他方の者を直接又は間接に支配する関係

〔2〕4 同上

(法第七十二条の二第五第二項の規定による承認の申請書等の様式)

第四条の四 法人の事業税及び地方法人特別税について、次の表の上欄に掲げる申請書等の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。

〔表 同上〕

(法人の事業税及び地方法人特別税に係る申告書等の様式)

第五条 法人の事業税及び地方法人特別税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることのできないうやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

〔表 同上〕

〔2〕同上

3 法人が事業税及び地方法人特別税に係る地方団体の徴収金を納付するとき(口座振替の方法又は法第七百四十七条の五の二第二項に規定する方法により納付する場合を除く。)は、当該地方団体の徴収金に第十二号の様式による納付書(当該様式によることのできないうやむを得ない事情があると認める場合において、総務大臣が別の様式を定めるときは、当該様式による納付書)(当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を添えて納付するものとする。

(更正請求書の様式)

第六条の五 法人が更正の請求をしようとする場合において、法第二十条の九の三第三項及び第七十二条の四十八の二第五項に規定する更正請求書は、道府県民税又は事業税若しくは地方法人特別税については第十号の様式、市町村民税については第十号の四様式によるものとする。

四様式によるものとする。

(譲渡割の中間申告書の記載事項)

第七条の二の四 法第七十二条の八十七第一項の事業者が同項の規定による申告書を提出する場合には、当該申告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申告者の氏名又は名称(代表者の氏名を含む。以下この号及び次条において同じ。)、法第七十二条の七十八第二項各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場所(当該場所と住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地(以下この号、次条及び第七条の二の七において「住所等」という。))と異なる場合には、当該場所及び住所等。以下この号において同じ。))及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下地方消費税について同じ。))又は法人番号(同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下地方消費税について同じ。)) (個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び法第七十二条の七十八第二項各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場所)

〔二・四 略〕

五 前号に掲げる金額に七十八分の二十二を乗じて得た金額

〔六 略〕

〔2・3 略〕

(譲渡割の確定申告書の記載事項)

第七条の二の五 法第七十二条の八十八第一項の事業者が同項の規定による申告書を提出する場合には、当該申告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申告者の氏名又は名称、法第七十二条の七十八第二項各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場所(当該場所と住所等と異なる場合には、当該場所及び住所等。以下この号において同じ。))及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び法第七十二条の七十八第二項各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場所)

〔二・八 略〕

2 法第七十二条の八十八第二項の事業者が同項の規定による申告書を提出する場合には、当該申告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申告者の氏名又は名称、法第七十二条の七十八第二項各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場所(当該場所と住所等と異なる場合には、当該場所及び住所等。以下この号において同じ。))及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び法第七十二条の七十八第二項各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場所)

〔二・三 略〕

四 前号に掲げる不足額に七十八分の二十二を乗じて得た金額

〔五・六 略〕

(政令第四十九条の十五第一項第六号の総務省令で定める者等)

第十条の七の三 政令第四十九条の十五第一項第六号に規定する総務省令で定める者は、社会福

る。

(譲渡割の中間申告書の記載事項)

第七条の二の四 〔同上〕

- 一 申告者の氏名又は名称(代表者の氏名を含む。以下この号及び次条において同じ。)、法第七十二条の七十八第二項各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場所(当該場所と住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地(以下この号、次条及び第七条の二の七において「住所等」という。))と異なる場合には、当該場所及び住所等。以下この号において同じ。))及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下地方消費税について同じ。))又は法人番号(同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下地方消費税について同じ。)) (個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び法第七十二条の七十八第二項各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場所)

〔二・四 同上〕

五 前号に掲げる金額に六十三分の十七を乗じて得た金額

〔六 同上〕

〔2・3 同上〕

(譲渡割の確定申告書の記載事項)

第七条の二の五 〔同上〕

- 一 申告者の氏名又は名称、法第七十二条の七十八第二項各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場所(当該場所と住所等と異なる場合には、当該場所及び住所等。以下この号において同じ。))及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び法第七十二条の七十八第二項各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場所)

〔二・八 同上〕

2 〔同上〕

- 一 申告者の氏名又は名称、法第七十二条の七十八第二項各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場所(当該場所と住所等と異なる場合には、当該場所及び住所等。以下この号において同じ。))及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び法第七十二条の七十八第二項各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場所)

〔二・三 同上〕

四 前号に掲げる不足額に六十三分の十七を乗じて得た金額

〔五・六 同上〕

(政令第四十九条の十五第一項第六号の総務省令で定める者等)

第十条の七の三 〔同上〕

社法第六十九条（同法第七十四条の規定が適用される場合を含む。）の規定により都道府県知事に届出をした者で次に掲げる者とする。

〔一・二 略〕

三 政令第四十九条の第十五第二項第九号に規定する事業の実施について都道府県又は市町村から委託を受けた者

〔四 略〕

〔2〕15 略

附則

（福島県南相馬市等に係る人口の定義の特例）

第四条の三の二 福島県南相馬市、双葉郡楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村に対する平成三十年及び令和元年度における第八条の二十五第一項及び第二項の規定（第八条の二十三第三項及び第六項の規定の人口に係る部分に限る。）の適用については、次の表の上欄に掲げる第八条の二十五の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同条第一項後段及び第三項の規定は、適用しない。

〔表 略〕

（政令附則第十二条の四第四項第一号に規定する総務省令で定める面積等）

第七条の三 〔略〕

2 政令附則第十二条の四第四項第一号ロ及びハに規定する総務省令で定める面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

〔一 略〕

二 政令附則第十二条の四第三項第三号又は第五号の規定により相続人等が前相続人等から被災住宅用地の全部等を取得了た場合 これらの規定により前相続人等が従前所有者等（これらの規定により前相続人等が前相続人等から当該被災住宅用地の全部等を取得了た場合における当該被災住宅用地の全部等のうち、これらの規定により前相続人等を含む。）から取得した当該被災住宅用地の全部等のうち、これらの規定により相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

〔3〕4 略

5 被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋（法附則第十六条の二第三項に規定する被災区分所有家屋をいう。以下この条において同じ。）の床面積の十倍の面積以下である場合における同条第三項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正は、当該持分の割合に、当該被災共用土地に係る次の表の上欄に掲げる被災共用土地納税義務者（同項に規定する被災共用土地納税義務者をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）の区分に応じ、同表の下欄に定める算式により計算した数値を乗じて行うものとする。

被災共用土地納税義務者の区分	算式
一 次に掲げる各被災共用土地納税義務者	〔表〕

〔一・二 同上〕

三 政令第四十九条の第十五第二項第十号に規定する事業の実施について都道府県又は市町村から委託を受けた者

〔四 同上〕

〔2〕15 同上

附則

（福島県南相馬市等に係る人口の定義の特例）

第四条の三の二 福島県南相馬市、双葉郡楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村に対する平成三十年及び平成三十一年度における第八条の二十五第一項及び第二項の規定（第八条の二十三第三項及び第六項の規定の人口に係る部分に限る。）の適用については、次の表の上欄に掲げる第八条の二十五の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同条第一項後段及び第三項の規定は、適用しない。

〔表 同上〕

（政令附則第十二条の四第四項第一号に規定する総務省令で定める面積等）

第七条の三 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一 同上〕

二 附則第十二条の四第三項第三号又は第五号の規定により相続人等が前相続人等から被災住宅用地の全部等を取得了た場合 これらの規定により前相続人等が従前所有者等（これらの規定により前相続人等が前相続人等から当該被災住宅用地の全部等を取得了た場合における当該被災住宅用地の全部等のうち、これらの規定により前相続人等を含む。）から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

〔3〕4 同上

〔同上〕

被災共用土地納税義務者の区分	算式
一 次に掲げる各被災共用土地納税義務者	〔表〕

務者

イ 平成二十八年度に係る賦課期日においてその全部が人の居住の用に供されていた専有部分（その全部又は一部が別荘（政令第三十六条第二項に規定する別荘をいう。第三号において同じ。）の用に供されていたものを除く。以下この号及び次号において同じ。）を平成二十八年四月十三日において所有していた者（以下この項において「特例対象者」という。）で令和元年度又は令和二年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る共有持分（同月十四日以後にその者が取得した当該被災共用土地に係る共有持分を除く。以下このイにおいて同じ。）の割合を乗じて得た面積が二百平方メートル（当該専有部分が二以上の部分に独立的に区画されていた場合には、二百平方メートルに当該専有部分に存した住居の数を乗じて得た面積とする。以下この項及び次項において同じ。）以下となる当該共有持分を有しているもの

ロ 政令附則第十二条の四第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が平成二十八年四月十三日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項及び次項において「特定共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等

務者

イ 平成二十八年度に係る賦課期日においてその全部が人の居住の用に供されていた専有部分（その全部又は一部が別荘（政令第三十六条第二項に規定する別荘をいう。第三号において同じ。）の用に供されていたものを除く。以下この号及び次号において同じ。）を平成二十八年四月十三日において所有していた者（以下この項において「特例対象者」という。）で平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る共有持分（同月十四日以後にその者が取得した当該被災共用土地に係る共有持分を除く。以下このイにおいて同じ。）の割合を乗じて得た面積が二百平方メートル（当該専有部分が二以上の部分に独立的に区画されていた場合には、二百平方メートルに当該専有部分に存した住居の数を乗じて得た面積とする。以下この項及び次項において同じ。）以下となる当該共有持分を有しているもの

ロ 政令附則第十二条の四第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が平成二十八年四月十三日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項及び次項において「特定共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等

<p>から特定共有持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。)で令和元年度又は令和二年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合(当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合を合算したものとす。以下この項において「相続等に係る特定共有持分の割合」という。)を乗じて得た面積が二百平方メートル以下となる当該特定共有持分を有しているもの</p>	<p>【イ・ロ 略】</p> <p>J < E × (F + H) である場合にはその算式を用い、J ≥ E × (F + H) である場合にはロの算式を用いる。 (算式の符号) 【A～E 略】</p> <p>F 前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和元年度又は令和二年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したものの令和元年度又は令和二年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係るこの号の共有持分又は特定共有持分の割合</p> <p>H この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和元年度又は令和二年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係るこの号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したものの</p> <p>【I～L 略】</p>
<p>から特定共有持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。)で平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合(当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合を合算したものとす。以下この項において「相続等に係る特定共有持分の割合」という。)を乗じて得た面積が二百平方メートル以下となる当該特定共有持分を有しているもの</p>	<p>【イ・ロ 同左】</p> <p>J < E × (F + H) である場合にはその算式を用い、J ≥ E × (F + H) である場合にはロの算式を用いる。 (算式の符号) 【A～E 同左】</p> <p>F 前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成31年度又は平成32年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したものの平成31年度又は平成32年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係るこの号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したものの</p> <p>【I～L 同左】</p>

二 次に掲げる各被災共用土地納税義務者

イ 特例対象者で令和元年度又は令和二年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る共有持分(平成二十八年四月十四日以後にその者が取得した当該被災共用土地に係る共有持分を除く。以下このイにおいて同じ。)の割合を乗じて得た面積が二百平方メートルを超えることとなる当該共有持分を有しているもの

ロ 相続人等で令和元年度又は令和二年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積に相続等に係る特定共有持分の割合を乗じて得た面積が二百平方メートルを超えることとなる当該特定共有持分を有しているもの

二 次に掲げる各被災共用土地納税義務者

イ 特例対象者で平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る共有持分(平成二十八年四月十四日以後にその者が取得した当該被災共用土地に係る共有持分を除く。以下このイにおいて同じ。)の割合を乗じて得た面積が二百平方メートルを超えることとなる当該共有持分を有しているもの

ロ 相続人等で平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積に相続等に係る特定共有持分の割合を乗じて得た面積が二百平方メートルを超えることとなる当該特定共有持分を有しているもの

[三] 略	$(A - (B + C)) / (A \times D)$ <p>(算式の符号) [A～C 略]</p> <p>D この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和元年度又は令和2年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合を合算したもの</p>
-------	---

6 被災共用土地に係る被災区分所有家屋の専有部分で平成二十八年年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分及び人の居住の用に供する部分以外の部分を併せ有していたもの(以下この項及び次項において「併用専有部分」という。)を平成二十八年四月十三日において所有していた者(以下この項において「特例対象者」という。)で被災共用土地納税義務者であるもの又は政令附則第十二条の四第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が同日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分(以下この項において「特例適用共有持分」という。)を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等(同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特例適用共有持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。)がある場合には、当該被災共用土地納税義務者であるもの又は当該相続人等(以下この項及び次項において「併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者」という。)の令和元年度又は令和2年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合(当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合を合算したものとす。以下この項において「特定割合」という。)に当該人の居住の用に供する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合(以下この項において「居住割合」という。)を乗じて得た数値を当該被災共用土地の面積に乘じて得た面積が二百平方メートル以下であるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて前項の表の第一号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、当該面積が二百平方メートルを超えるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて同表の第二号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、特定割合に居住割合を乗じて得た数値をもつて当該第一号又は第二号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和元年度又は令和2年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分又は特定共有持分の割合とみなし、特定割合に当該人の居住の用に供する部分以外の部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合を乗じて得た数値をもつて当該第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和元年度又は令和2年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者については、次の算式により計算した数値をもつて当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合に乗ずるべき数値とする。

算式

[三] 同七]	$(A - (B + C)) / (A \times D)$ <p>(算式の符号) [A～C 同左]</p> <p>D この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成31年度又は平成32年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合を合算したもの</p>
---------	--

6 被災共用土地に係る被災区分所有家屋の専有部分で平成二十八年年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分及び人の居住の用に供する部分以外の部分を併せ有していたもの(以下この項及び次項において「併用専有部分」という。)を平成二十八年四月十三日において所有していた者(以下この項において「特例対象者」という。)で被災共用土地納税義務者であるもの又は政令附則第十二条の四第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が同日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分(以下この項において「特例適用共有持分」という。)を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等(同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特例適用共有持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。)がある場合には、当該被災共用土地納税義務者であるもの又は当該相続人等(以下この項及び次項において「併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者」という。)の平成三十一年度又は平成三十二年年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合(当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合を合算したものとす。以下この項において「特定割合」という。)に当該人の居住の用に供する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合(以下この項において「居住割合」という。)を乗じて得た数値を当該被災共用土地の面積に乘じて得た面積が二百平方メートル以下であるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて前項の表の第一号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、当該面積が二百平方メートルを超えるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて同表の第二号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、特定割合に居住割合を乗じて得た数値をもつて当該第一号又は第二号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成三十一年度又は平成三十二年年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分又は特定共有持分の割合とみなし、特定割合に当該人の居住の用に供する部分以外の部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合を乗じて得た数値をもつて当該第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成三十一年度又は平成三十二年年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者については、次の算式により計算した数値をもつて当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合に乗ずるべき数値とする。

算式

<p>被災共用土地納税義務者の区分</p> <p>一次に掲げる各被災共用土地納税義務者</p> <p>イ 平成二十三年度に係る賦課期日においてその全部が人の居住の用に供されていた専有部分（その全部又は一部が別荘（政令第三十六条第二項に規定する別荘をいう。第三号において同じ。）の用に供されていたものを除く。以下この号及び次号において同じ。）を平成二十三年三月十日において所有していた者（以下この項において「特例対象者」という。）で平成二十四年度から令和三年度までの</p>	<p>$a \times K + \beta \times (1 - K)$ （算式の符号）</p> <p>α 前項の表の第1号又は第2号に定める算式により計算した数値</p> <p>β 前項の表の第3号に定める算式により計算した数値</p> <p>κ 居住割合</p> <p>〔7～9 略〕</p> <p>（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）</p> <p>第二十条 〔略〕</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 政令附則第十八条の六第一項第八号又は第十七項第八号に規定する総務省令で定める契約は、特定中小会社との間で締結する特定株式に係る投資に関する条件を定めた契約で中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第十二条第二項第三号二に規定する投資に関する契約に該当するものとする。</p> <p>〔5～8 略〕</p> <p>（政令附則第三十三条第四項第一号に規定する総務省令で定める面積等）</p> <p>第二十四条 〔略〕</p> <p>〔2～4 略〕</p> <p>5 被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋（法附則第五十六条第三項に規定する被災区分所有家屋をいう。次項、第八項及び第九項において同じ。）の床面積の十倍の面積以下である場合における同条第三項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正は、当該持分の割合に、当該被災共用土地に係る次の表の上欄に掲げる被災共用土地納税義務者（同項に規定する被災共用土地納税義務者をいう。第七項までにおいて同じ。）の区分に応じ、同表の下欄に定める算式により計算した数値を乗じて行うものとする。</p>
<p>被災共用土地納税義務者の区分</p> <p>一次に掲げる各被災共用土地納税義務者</p> <p>イ 平成二十三年度に係る賦課期日においてその全部が人の居住の用に供されていた専有部分（その全部又は一部が別荘（政令第三十六条第二項に規定する別荘をいう。第三号において同じ。）の用に供されていたものを除く。以下この号及び次号において同じ。）を平成二十三年三月十日において所有していた者（以下この項において「特例対象者」という。）で平成二十四年度から平成三十三年度までの</p>	<p>$a \times K + \beta \times (1 - K)$ （算式の符号）</p> <p>α 前項の表の第1号又は第2号に定める算式により計算した数値</p> <p>β 前項の表の第3号に定める算式により計算した数値</p> <p>κ 居住割合</p> <p>〔7～9 同上〕</p> <p>（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）</p> <p>第二十条 〔同上〕</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 政令附則第十八条の六第一項第八号又は第十七項第八号に規定する総務省令で定める契約は、特定中小会社との間で締結する特定株式に係る投資に関する条件を定めた契約で中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第五条第二項第三号二に規定する投資に関する契約に該当するものとする。</p> <p>〔5～8 同上〕</p> <p>（政令附則第三十三条第四項第一号に規定する総務省令で定める面積等）</p> <p>第二十四条 〔同上〕</p> <p>〔2～4 同上〕</p> <p>5 〔同上〕</p>

各年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る共有持分（平成二十三年三月十一日以後にその者が取得した当該被災共用土地に係る共有持分を除く。以下イにおいて同じ。）の割合を乗じて得た面積が二百平方メートル（当該専有部分が二以上の部分に独立的に区画されていた場合には、二百平方メートルに当該専有部分に存した住居の数を乗じて得た面積とする。以下次項までにおいて同じ。）以下となる当該共有持分を有しているもの

ロ 政令附則第三十三条第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が平成二十三年三月十日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項及び次項において「特定共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特定共有持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。）で平成二十四年度から令和三年度までの各年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合（当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合を合算したものとする。以下この項にお

での各年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る共有持分（平成二十三年三月十一日以後にその者が取得した当該被災共用土地に係る共有持分を除く。以下イにおいて同じ。）の割合を乗じて得た面積が二百平方メートル（当該専有部分が二以上の部分に独立的に区画されていた場合には、二百平方メートルに当該専有部分に存した住居の数を乗じて得た面積とする。以下次項までにおいて同じ。）以下となる当該共有持分を有しているもの

ロ 政令附則第三十三条第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が平成二十三年三月十日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項及び次項において「特定共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特定共有持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。）で平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合（当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合を合算したものとする。以下この項

<p>いて「相続等に係る特定共有持分の割合」という。)を乗じて得た面積が二百平方メートル以下となる当該特定共有持分を有しているもの</p>	<p>【イ・ロ 略】 $J < E \times (F + H)$ である場合にあつてはイの算式を用い、$J \geq E \times (F + H)$ である場合にあつてはロの算式を用いる。 【A～E 略】 F 前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成24年度から令和3年度までの各年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したもの G この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成24年度から令和3年度までの各年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したもの 【I～L 略】</p>
<p>二 次に掲げる各被災共用土地納税義務者 イ 特例対象者で平成二十四年度から令和三年度までの各年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る共有持分(平成二十三年三月十一日以後にその者が取得した当該被災共用土地に係る共有持分を除く。以下イにおいて同じ。)の割合を乗じて得た面積が二百平方メートルを超えることとなる当該特定共有持分を有しているもの ロ 相続人等で平成二十四年度から令和三年度までの各年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積に相続等に係る特定共有持分の割合を乗じて得た面積が二百平方メートルを超えることとなる当該特定共有持分を有しているもの</p>	<p>【イ・ロ 略】 $J < E \times (F + H)$ である場合にあつてはイの算式を用い、$J \geq E \times (F + H)$ である場合にあつてはロの算式を用いる。 【A～E 略】 F 前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成24年度から令和3年度までの各年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したもの G この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成24年度から令和3年度までの各年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したもの 【I～L 略】</p>
<p>【三 略】</p>	<p>(A - (B + C)) / (A × D) (算式の符号) 【A～C 略】 D この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成24年度から令和3年度までの各年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合を合算したもの</p>
<p>において「相続等に係る特定共有持分の割合」という。)を乗じて得た面積が二百平方メートル以下となる当該特定共有持分を有しているもの</p>	<p>【イ・ロ 同左】 $J < E \times (F + H)$ である場合にあつてはイの算式を用い、$J \geq E \times (F + H)$ である場合にあつてはロの算式を用いる。 【A～E 同左】 F 前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成24年度から平成33年度までの各年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したもの G この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成24年度から平成33年度までの各年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したもの 【I～L 同左】</p>
<p>二 次に掲げる各被災共用土地納税義務者 イ 特例対象者で平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る共有持分(平成二十三年三月十一日以後にその者が取得した当該被災共用土地に係る共有持分を除く。以下イにおいて同じ。)の割合を乗じて得た面積が二百平方メートルを超えることとなる当該特定共有持分を有しているもの ロ 相続人等で平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積に相続等に係る特定共有持分の割合を乗じて得た面積が二百平方メートルを超えることとなる当該特定共有持分を有しているもの</p>	<p>【イ・ロ 同左】 $J < E \times (F + H)$ である場合にあつてはイの算式を用い、$J \geq E \times (F + H)$ である場合にあつてはロの算式を用いる。 【A～E 同左】 D この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成24年度から平成33年度までの各年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合を合算したもの</p>
<p>【三 同左】</p>	<p>(A - (B + C)) / (A × D) (算式の符号) 【A～C 同左】 D この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成24年度から平成33年度までの各年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合を合算したもの</p>
<p>6 被災共用土地に係る被災区分所有家屋の専有部分で平成二十三年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分及び人の居住の用に供する部分以外の部分を併せ有していたもの(以下この項において「併用専有部分」という。)を平成二十三年三月十日において所有していた者(以下この項において「特例対象者」という。)で被災共用土地納税義務者であるもの</p>	<p>6 被災共用土地に係る被災区分所有家屋の専有部分で平成二十三年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分及び人の居住の用に供する部分以外の部分を併せ有していたもの(以下この項において「併用専有部分」という。)を平成二十三年三月十日において所有していた者(以下この項において「特例対象者」という。)で被災共用土地納税義務者であるもの</p>

又は政令附則第三十三条第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が平成二十三年三月十日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項において「特例適用共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特例適用共有持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。）がある場合には、当該被災共用土地納税義務者であるもの又は当該相続人等（以下次項までにおいて「併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者」という。）の平成二十四年度から令和三年度までの各年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合（当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合を合算したものとす。以下この項において「特定割合」という。）に当該人の居住の用に供する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合（以下この項において「居住割合」という。）を乗じて得た数値を当該被災共用土地の面積に乘じて得た面積が二百平方メートル以下であるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて前項の表の第一号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、当該面積が二百平方メートルを超えるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて同表の第二号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、特定割合に居住割合を乗じて得た数値をもつて当該第一号又は第二号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成二十四年度から令和三年度までの各年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分又は特定共有持分の割合とみなし、特定割合に当該人の居住の用に供する部分以外の部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合を乗じて得た数値をもつて当該第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成二十四年度から令和三年度までの各年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者については、次の算式により計算した数値をもつて当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合に乘ずるべき数値とする。

算式

$$a \times K + \beta \times (1 - K)$$

(算式の符号)

α 前項の表の第1号又は第2号に定める算式により計算した数値

β 前項の表の第3号に定める算式により計算した数値

K 居住割合

〔7〕12 略1

第一号様式（第一条の四関係）

〔様式別紙二挿入〕

〔第1号様式記載要領 略〕

第五号の十四様式（用紙日本産業規格A6）（第二条の五の二関係）

〔様式別紙四挿入〕

第五号の十四の二様式（用紙日本産業規格A6）（第二条の五の二関係）

又は政令附則第三十三条第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が平成二十三年三月十日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項において「特例適用共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特例適用共有持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。）がある場合には、当該被災共用土地納税義務者であるもの又は当該相続人等（以下次項までにおいて「併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者」という。）の平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合（当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合を合算したものとす。以下この項において「特定割合」という。）に当該人の居住の用に供する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合（以下この項において「居住割合」という。）を乗じて得た数値を当該被災共用土地の面積に乘じて得た面積が二百平方メートル以下であるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて前項の表の第一号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、当該面積が二百平方メートルを超えるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて同表の第二号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、特定割合に居住割合を乗じて得た数値をもつて当該第一号又は第二号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分又は特定共有持分の割合とみなし、特定割合に当該人の居住の用に供する部分以外の部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合を乗じて得た数値をもつて当該第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者については、次の算式により計算した数値をもつて当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合に乘ずるべき数値とする。

算式

$$a \times K + \beta \times (1 - K)$$

(算式の符号)

α 前項の表の第1号又は第2号に定める算式により計算した数値

β 前項の表の第3号に定める算式により計算した数値

K 居住割合

〔7〕12 同上

第一号様式（第一条の四関係）

〔様式別紙一挿入〕

〔第1号様式記載要領 同左〕

第五号の十四様式（用紙日本産業規格A6）（第二条の五の二関係）

〔様式別紙三挿入〕

第五号の十四の二様式（用紙日本産業規格A6）（第二条の五の二関係）

【様式別紙六 挿入】

第六号様式（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二開（※）

【様式別紙六 挿入】

第六号様式（入力用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二開（※）

【様式別紙六 挿入】

第六号様式記載要領

1 この申告書は、仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。なお、事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法に規定する地方法人特別税をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができること。

【2～9 略】

10 道府県民税の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表1）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上位に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、リース特別控除取戻税額及び使途秘匿金の支出に対する法人税額（使途秘匿金の支出の額の40%相当額）の合計額を記載すること。

【11 略】

12 事業税の「所得金額総額②」の欄は、第6号様式別表5を添付する法人にあつては第6号様式別表5の「合計⑬」の欄の金額を、その他の法人にあつてはこの申告書の「仮計⑭」の欄の金額から「繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があつた場合の欠損金額等の当期控除額⑯」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

【13～15 略】

16 特別法人事業税又は地方法人特別税の「所得割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額⑰」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計⑱」又は「軽減税率不適用法人の金額⑲」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「計⑳」又は「軽減税率不適用法人の金額㉑」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。

17 特別法人事業税又は地方法人特別税の「収入割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額㉒」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㉓」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額㉔」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

18 特別法人事業税又は地方法人特別税の「㉕のうち見込納付額㉖」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が特別法人事業税又は地方法人特別税につき当該申告

【様式別紙五 挿入】

第六号様式（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二開（※）

【様式別紙七 挿入】

第六号様式（入力用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二開（※）

【様式別紙七 挿入】

第六号様式記載要領

1 この申告書は、仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。なお、事業税及び地方法人特別税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができること。

【2～9 同左】

10 道府県民税の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表1(1)から別表1(3)まで）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上位に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、リース特別控除取戻税額及び使途秘匿金の支出に対する法人税額（使途秘匿金の支出の額の40%相当額）の合計額を記載すること。

【11 同左】

12 事業税の「所得金額総額②」の欄は、第6号様式別表5を添付する法人にあつては第6号様式別表5の「合計⑬」の欄の金額を、その他の法人にあつてはこの申告書の「仮計⑭」の欄の金額から「繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があつた場合の欠損金額等の当期控除額⑯」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

【13～15 同左】

16 地方法人特別税の「所得割に係る地方法人特別税額⑰」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計⑱」又は「軽減税率不適用法人の金額⑲」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「計⑳」又は「軽減税率不適用法人の金額㉑」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。

17 地方法人特別税の「収入割に係る地方法人特別税額㉒」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㉓」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額㉔」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

18 地方法人特別税の「㉕のうち見込納付額㉖」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が地方法人特別税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載するこ

書の提出前に納付した金額を記載すること。

19 事業税の「所得金額（法人税の明細書（別表4）の(34)）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4の2付表）の(42)）^㉑」の欄は、法人税法第81条の9第4項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表4の2付表）の「仮計(42)」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(34)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

[20～24 略]

第六号様式別表1（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第三条・第十条の二関係）

〔様式 略〕

第六号様式別表1（入力用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第三条・第十条の二関係）

〔様式 略〕

第六号様式別表1記載要領

[1～4 略]

5 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額^㉑」の欄は、連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表5の2(2)付表）の「当期分(44)」欄の「当期発生額^㉒」の欄の金額（連結地方法人税個別帰属額を除く。）に、所得税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(1)）の(22)の欄の金額）、外国税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(18)の欄の金額）、分配時調整外国税相当額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(2)の2）の(27)の欄の金額）、連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額及び個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額（法人税の明細書（別表17(3)の(12)）の(11)の欄の金額）の合計額を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等（個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零）を記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあっては、法人税の申告書（別表1）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に用途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には連結納税の承認の取消しによる取戻税額、リース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

[6～8 略]

第六号様式別表1の二（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第三条・第十条の二関係）

〔様式 略〕

第六号様式別表1の二（入力用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第三条・第十条の二関係）

〔様式 略〕

〔様式 略〕

第六号様式別表1の2記載要領

[1～3 略]

と。

19 事業税の「所得金額（法人税の明細書（別表4）の(34)）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4の2付表）の(42)）^㉑」の欄は、法人税法第81条の9第4項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表4の2付表）の「仮計(42)」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(7)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

[20～24 同左]

第六号様式別表1（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第三条・第十条の二関係）

〔様式 同左〕

第六号様式別表1（入力用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第三条・第十条の二関係）

〔様式 同左〕

第六号様式別表1記載要領

[1～4 同左]

5 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額^㉑」の欄は、連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表5の2(2)付表）の「当期分(44)」欄の「当期発生額^㉒」の欄の金額（連結地方法人税個別帰属額を除く。）に、所得税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(1)）の(22)の欄の金額）、外国税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(18)の欄の金額）及び連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額の合計額を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等（個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零）を記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあっては、法人税の申告書（別表1(1)から別表1(3)まで）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に用途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には連結納税の承認の取消しによる取戻税額、リース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

[6～8 同左]

第六号様式別表1の二（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第三条・第十条の二関係）

〔様式 同左〕

第六号様式別表1の二（入力用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第三条・第十条の二関係）

〔様式 同左〕

〔様式 同左〕

第六号様式別表1の2記載要領

[1～3 同左]

4 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表1の3）の「法人税額計(6)」及び「法人税額計(29)」の欄の金額（これらの欄の欄の上限に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内にはリース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

様式 別表 10 (様式 10) (様式 10) (様式 10)

様式 別表 10 (様式 10)

様式 別表 10 (様式 10) (様式 10) (様式 10)

様式 別表 10 (様式 10)

様式 別表 10 (様式 10)

第6号様式別表5記載要領

1 この計算書は、法第72条の23第2項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人、法人税法第27条、第62条第2項、第62条の5第2項若しくは第142条の2の2の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第57条の7第1項、第57条の7の2第1項、第59条第1項若しくは第2項、第61条の2第1項、第61条の3第1項、第67条の14第1項、第67条の15第1項、第68条の3の2第1項、第68条の3の3第1項、第68条の57第1項、第68条の57の2第1項、第68条の62第1項若しくは第2項、第68条の64第1項若しくは第68条の65第1項の規定の適用を受ける法人、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第18条の3第1項若しくは第26条の3第1項の規定の適用を受ける法人又は政令第21条の2の3の規定の適用を受ける法人が課税標準となる所得の計算を行う場合に記載し、第6号様式の申告書に添付すること。

【2・3 略】

4 「所得金額（法人税の明細書（別表4）の(34)）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4の2付表）の(42)）①」の欄は、法人税法第81条の9第4項の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書（別表4の2付表）の「仮計(42)」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損算入額(34)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

5 「外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額⑩」の欄は、法第72条の24前段に規定する区分計算の方法によって事業税に係る所得計算をする法人が外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額を記載すること。

6 外国の事務所又は事業所（政令第20条の2の19第1項に規定する外国の事務所又は事業所をいう。以下この記載要領において同じ。）を有しない内国法人が事業年度中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人（法第72条の19に規定する特定内国法人をいう。）が事業年度中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、「外国における事務所又は事業所の期末の従業員数⑨」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業員数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「期末の総従業員数⑨

4 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表1の3）の「法人税額計(6)」及び「法人税額計(32)」の欄の金額（これらの欄の欄の上限に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内にはリース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

様式 別表 10 (様式 10) (様式 10) (様式 10)

様式 別表 10 (様式 10)

様式 別表 10 (様式 10) (様式 10) (様式 10)

様式 別表 10 (様式 10)

様式 別表 10 (様式 10)

第6号様式別表5記載要領

1 この計算書は、法第72条の23第2項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人、法人税法第27条、第62条第2項、第62条の5第2項若しくは第142条の2の2の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第57条の7第1項、第57条の7の2第1項、第59条第1項若しくは第2項、第61条の2第1項、第61条の3第1項、第67条の14第1項、第67条の15第1項、第68条の3の2第1項、第68条の3の3第1項、第68条の57第1項、第68条の57の2第1項、第68条の62第1項若しくは第2項、第68条の64第1項若しくは第68条の65第1項の規定の適用を受ける法人又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第18条の3第1項若しくは第26条の3第1項の規定の適用を受ける法人が課税標準となる所得の計算を行う場合に記載し、第6号様式の申告書に添付すること。

【2・3 同左】

4 「所得金額（法人税の明細書（別表4）の(34)）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4の2付表）の(42)）①」の欄は、法人税法第81条の9第4項の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書（別表4の2付表）の「仮計(42)」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損算入額(7)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

5 「外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額⑩」の欄は、法第72条の24前段に規定する区分計算の方法によって事業税に係る所得計算をする法人が外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額を記載すること。

6 外国の事務所又は事業所（政令第20条の2の19第1項に規定する外国の事務所又は事業所をいう。以下この記載要領において同じ。）を有しない内国法人が事業年度中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人（法第72条の19に規定する特定内国法人をいう。）が事業年度中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、「外国における事務所又は事業所の期末の従業員数⑨」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業員数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「期末の総従業員数⑨

」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）と当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載すること。

〔7 略〕

第六号様式別表五の二（提出用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）

〔様式 別紙十四 挿入〕

第六号様式別表五の二（入力用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）

〔様式 略〕

第六号様式別表5の2記載要領

〔1・2 略〕

3 「単年度損益⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1) 法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の12の規定による読替え後の法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式⑨」とあるのは「(第6号様式⑨一別表10⑨)」と、「別表5⑫」とあるのは「(別表5⑫一別表10⑨)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(2) 法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式⑨」とあるのは「(第6号様式⑨一別表10⑫)」と、「別表5⑫」とあるのは「(別表5⑫一別表10⑫)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(3) 法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。）の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式⑨」とあるのは「(第6号様式⑨一別表11⑫)」と、「別表5⑫」とあるのは「(別表5⑫一別表11⑫)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(4) 法人税法第59条第3項の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式⑨」とあるのは「(第6号様式⑨一別表11⑫)」と、「別表5⑫」とあるのは「(別表5⑫一別表11⑫)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(7) 第六号様式別表5の⑫から⑭までの各欄に記載のある法人にあつては、これらの欄の合計額を減算した金額を記載すること。

〔4 略〕

第六号様式別表五の二の二（提出用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）

〔様式 別紙十六 挿入〕

第六号様式別表五の二の二（入力用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）

〔様式 略〕

〔第6号様式別表5の2の2記載要領 略〕

第六号様式別表五の下 記号

」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）と当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載すること。

〔7 同左〕

第六号様式別表五の二（提出用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）

〔様式 別紙十三 挿入〕

第六号様式別表五の二（入力用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）

〔様式 同十〕

第六号様式別表5の2記載要領

〔1・2 同左〕

3 「単年度損益⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1) 法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の13の規定による読替え後の法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式⑨」とあるのは「(第6号様式⑨一別表10⑨)」と、「別表5⑫」とあるのは「(別表5⑫一別表10⑨)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(2) 法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式⑨」とあるのは「(第6号様式⑨一別表10⑫)」と、「別表5⑫」とあるのは「(別表5⑫一別表10⑫)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(3) 法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。）の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式⑨」とあるのは「(第6号様式⑨一別表11⑫)」と、「別表5⑫」とあるのは「(別表5⑫一別表11⑫)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(4) 法人税法第59条第3項の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式⑨」とあるのは「(第6号様式⑨一別表11⑫)」と、「別表5⑫」とあるのは「(別表5⑫一別表11⑫)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(7) 第六号様式別表5の⑫から⑭までの各欄に記載のある法人にあつては、これらの欄の合計額を減算した金額を記載すること。

〔4 同左〕

第六号様式別表五の二の二（提出用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）

〔様式 別紙十五 挿入〕

第六号様式別表五の二の二（入力用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）

〔様式 同十〕

〔第6号様式別表5の2の2記載要領 同左〕

第六号様式別表五の下 (用紙日本産業規格A4) (第五条関係)

※ 図説した

<p>第六号様式別表六（用紙日本産業規格A4）（第五条関係） <u>様式別表十八 挿入</u> [第六号様式別表6記載要領 略] 第六号様式別表六（田塚日本産業規格A4）（銀五条関係） <u>様式別表十七 挿入</u> [第六号様式別表9記載要領 略] 第六号様式別表九記載要領 [1・2 略]</p>	<p>第六号様式別表六（用紙日本産業規格A4）（第五条関係） <u>様式別表十七 挿入</u> [第六号様式別表6記載要領 同左] 第六号様式別表六（田塚日本産業規格A4）（銀五条関係） <u>様式別表十七 挿入</u> 第六号様式別表9記載要領 [1・2 同左]</p>
<p>3 「控除前所得金額①」の欄は、第六号様式別表5を提出する法人にあっては、同欄中「第六号様式⑨」とあるのは「別表5②」と読み替えて計算した金額を記載すること。 4 「所得金額控除限度額②」の欄は、<u>中小法人等事業年度</u>（法人税法第57条第11項各号又は第58条第6項各号に掲げる法人の同法第57条第11項各号又は第58条第6項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいう。）に該当しない事業年度にあっては「又は100」を抹消し、<u>その他の事業年度</u>にあっては「50又は」を抹消すること。 [(1)～(4) 略] [5 略] 第六号様式別表十（田塚日本産業規格A4）（銀五条関係） <u>様式別表 挿入</u> 第六号様式別表10記載要領</p>	<p>3 「控除前所得金額①」の欄は、第六号様式別表5を提出する法人にあっては、同欄中「第六号様式⑨」とあるのは「別表5②」と読み替えて計算した金額を記載すること。 4 「所得金額控除限度額②」の欄は、<u>平成30年4月1日以後に開始する事業年度</u>で中小法人等事業年度（法人税法第57条第11項各号又は第58条第6項各号に掲げる法人の同法第57条第11項各号又は第58条第6項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいう。<u>以下この記載要領において同じ。</u>）に該当しない事業年度にあっては「<u>55又は100</u>」を抹消し、<u>同日前に開始した事業年度</u>で中小法人等事業年度に該当しない事業年度にあっては「<u>50</u>」及び「<u>又は100</u>」を抹消し、<u>中小法人等事業年度</u>に該当する事業年度にあっては「<u>50、55又は</u>」を抹消すること。 [(1)～(4) 同左] [5 同左] 第六号様式別表十（田塚日本産業規格A4）（銀五条関係） <u>様式別表 挿入</u> 第六号様式別表10記載要領</p>
<p>1 「更生欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあっては第六号様式に添付し、(2)に掲げる法人にあっては第六号様式別表5の2に併せて提出すること。 [(1) 略] (2) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる<u>政令第20条の2の12</u>の規定による読替え後の法人税法第59条第1項（震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする法人 2 「民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあっては第六号様式に添付し、(2)に掲げる法人にあっては第六号様式別表5の2に併せて提出すること。 [(1) 略]</p>	<p>1 「更生欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあっては第六号様式に添付し、(2)に掲げる法人にあっては第六号様式別表5の2に併せて提出すること。 [(1) 同左] (2) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる<u>政令第20条の2の13</u>の規定による読替え後の法人税法第59条第1項（震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする法人 2 「民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあっては第六号様式に添付し、(2)に掲げる法人にあっては第六号様式別表5の2に併せて提出すること。 [(1) 同左]</p>

(2) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の12の規定による読替え後の法人税法第59条第2項（震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含み、法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けようとする法人

[3・4 略]

第六号様式別表十一（用紙日本産業規格△4）（第五条関係）
〔様式別表二十一 挿入〕
第六号様式別表11記載要領

1 この明細書は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあっては第6号様式に添付し、(2)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

〔(1) 略〕

(2) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の12の規定による読替え後の法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は同条第3項の規定の適用を受けようとする法人

[2～5 略]

第六号様式別表十四（提出用）（用紙日本産業規格△4・セピア色）（第五条関係）

〔様式 略〕

第六号様式別表十四（入力用）（用紙日本産業規格△4・セピア色）（第五条関係）

〔様式 略〕

第六号様式別表14記載要領

1 この計算書は、法人の事業税に係る税額の算出において標準税率以外の税率が適用される法人が、特別法人事業税又は地方法人特別税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法に規定する地方法人特別税をいう。）の課税標準となる基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算を行う場合に記載し、第6号様式の申告書に併せて提出すること。

[2～4 略]

第六号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格△4・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

〔様式別表二十四 挿入〕

第六号の三様式（入力用）（用紙日本産業規格△4・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

〔様式別表二十六 挿入〕
第六号の三様式記載要領

1 この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額又は地方法人特別税額（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9

(2) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の13の規定による読替え後の法人税法第59条第2項（震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含み、法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けようとする法人

[3・4 同左]

第六号様式別表十一（用紙日本産業規格△4）（第五条関係）

〔様式別表二十一 挿入〕
第六号様式別表11記載要領

1 この明細書は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあっては第6号様式に添付し、(2)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

〔(1) 同左〕

(2) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の13の規定による読替え後の法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は同条第3項の規定の適用を受けようとする法人

[2～5 同左]

第六号様式別表十四（提出用）（用紙日本産業規格△4・セピア色）（第五条関係）

〔様式 同左〕

第六号様式別表十四（入力用）（用紙日本産業規格△4・セピア色）（第五条関係）

〔様式 同左〕

第六号様式別表14記載要領

1 この計算書は、法人の事業税に係る税額の算出において標準税率以外の税率が適用される法人が、地方法人特別税の課税標準となる基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算を行う場合に記載し、第6号様式の申告書に併せて提出すること。

[2～4 同左]

第六号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格△4・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

〔様式別表二十三 挿入〕

第六号の三様式（入力用）

〔様式別表二十五 挿入〕
第六号の三様式記載要領

1 この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び地方法人特別税額を基礎として中間申告をする場合に使用すること。

条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法に規定する地方法人特別税の額をいう。)を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。

[2～9 略]

第七号様式(用紙日本産業規格A4) (第三條・第十條の二関係)

[様式 略]

第七号様式記載要領

[1・2 略]

3 (その1)の記載に当たっては、次によること。

[1)～(3) 略]

(4) 「地方法人税の控除額④」の欄は、法人税の明細書(別表17(3の12))の(4)の欄の金額と地方法人税の申告書(別表1)の(6)の欄の金額から法人税の明細書(別表6(5の2))の(8)の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額又は地方法人税の明細書(別表2付表)の(16)の欄の金額を記載すること。

[5) 略]

4 (その2)の記載に当たっては、次によること。

[1)～(3) 略]

(4) 「地方法人税の控除額④」の欄は、法人税の明細書(別表17(3の12))の(4)の欄の金額と地方法人税の申告書(別表1)の(6)の欄の金額から法人税の明細書(別表6(5の2))の(8)の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額又は地方法人税の明細書(別表2付表)の(16)の欄の金額を記載すること。

[5)・(6) 略]

[5 略]

第七号の三様式(用紙日本産業規格A4) (附則第二條の六・第二條の六の二・第三條関係)

[様式 別表二十一 挿入]

[第七号の三様式記載要領 略]

第十号の三様式(用紙日本産業規格A4) (第六條の五関係)

[様式 別表二十二 挿入]

第十号の三様式記載要領

1 この請求書は、法人の道府県民税又は事業税若しくは特別法人事業税若しくは地方法人特別税(地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法に規定する地方法人特別税をいう。)について、法第20条の9の3第1項若しくは第2項、第53条の2、第72条の33の2又は第72条の48の2第4項の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。

[2～10 略]

第十号の五様式(第三條の四・第三條の四の三・第五條の二・第五條の四関係)

[様式 別表三十一 挿入]

第十号の五様式記載要領

[2～9 同左]

第七号様式(用紙日本産業規格A4) (第三條・第十條の二関係)

[様式 同左]

第七号様式記載要領

[1・2 同左]

3 (その1)の記載に当たっては、次によること。

[1)～(3) 同左]

(4) 「地方法人税の控除額④」の欄は、地方法人税の申告書(別表1)の(8)の欄の金額又は地方法人税の明細書(別表2付表)の(12)の欄の金額を記載すること。

[5) 同左]

4 (その2)の記載に当たっては、次によること。

[1)～(3) 同左]

(4) 「地方法人税の控除額④」の欄は、地方法人税の申告書(別表1)の(8)の欄の金額又は地方法人税の明細書(別表2付表)の(12)の欄の金額を記載すること。

[5)・(6) 同左]

[5 同左]

第七号の三様式(用紙日本産業規格A4) (附則第二條の六・第二條の六の二・第三條関係)

[様式 別表二十七 挿入]

[第七号の三様式記載要領 同左]

第十号の三様式(用紙日本産業規格A4) (第六條の五関係)

[様式 別表三十二 挿入]

第十号の三様式記載要領

1 この請求書は、法人の道府県民税又は事業税について、法第20条の9の3第1項若しくは第2項、第53条の2、第72条の33の2又は第72条の48の2第4項の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。

[2～10 同左]

第十号の五様式(第三條の四・第三條の四の三・第五條の二・第五條の四関係)

[様式 別表三十一 挿入]

第十号の五様式記載要領

税等に関する暫定措置法第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。)により申告書の提出期限を延長されている法人がその適用を受けることをやめようとするときに記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事(2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事)に提出すること。

[6・7 略]

第二十号様式(提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第十条関係)

[様式 略]

第二十号様式(入力用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第十条関係)

[様式 略]

第20号様式記載要領

[1～9 略]

10 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書(別表1)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上位に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、リース特別控除取戻税額及び使途秘匿金の支出に対する法人税額(使途秘匿金の支出の額の40%相当額)の合計額を記載すること。

[11～17 略]

第二十号様式(提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第十条関係)

[様式 略]

第二十号様式(入力用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第十条関係)

[様式 略]

第20号様式別表1記載要領

[1～4 略]

5 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人(法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。)にあつては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書(別表5の2(2)付表)の「当期分(44)」欄の「当期発生額②」の欄の金額(連結地方法人税個別帰属額を除く。)に、所得税額の控除額の個別帰属額(法人税の明細書(別表6の2(1))の(22)の欄の金額)、外国税額の控除額の個別帰属額(法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の(18)の欄の金額)、分配時調整外国税相当額の個別帰属額(法人税の明細書(別表6の2(2)の2)の欄の金額)、連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額及び個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額(法人税の明細書(別表17(3)の(12))の(11)の欄の金額)の合計額を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等(個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零)を記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあつては、法人税の申告書(別表1)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上位に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額を加算した金額)を記載し、括弧内には連結納税

所を有する法人にあつては主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事)に提出すること。

[6・7 同左]

第二十号様式(提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第十条関係)

[様式 同左]

第二十号様式(入力用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第十条関係)

[様式 同左]

第20号様式記載要領

[1～9 同左]

10 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書(別表1(1)から別表1(3)まで)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上位に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、リース特別控除取戻税額及び使途秘匿金の支出に対する法人税額(使途秘匿金の支出の額の40%相当額)の合計額を記載すること。

[11～17 同左]

第二十号様式(提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第十条関係)

[様式 同左]

第二十号様式(入力用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第十条関係)

[様式 同左]

第20号様式別表1記載要領

[1～4 同左]

5 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人(法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。)にあつては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書(別表5の2(2)付表)の「当期分(44)」欄の「当期発生額②」の欄の金額(連結地方法人税個別帰属額を除く。)に、所得税額の控除額の個別帰属額(法人税の明細書(別表6の2(1))の(22)の欄の金額)、外国税額の控除額の個別帰属額(法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の(18)の欄の金額)及び連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額の合計額を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等(個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零)を記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあつては、法人税の申告書(別表1(1)から別表1(3)まで)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上位に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額)を記載し、括弧内には連結納税の承認の取消しによる取戻税額、リース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること

<p>の承認の取消しによる取戻税額、リース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。</p> <p>【6～8 略】</p> <p>第二十号様式別表一の二（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第十条関係） 【様式 略】</p> <p>第二十号様式別表一の二（入力用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第十条関係） 【様式 略】</p> <p>第20号様式別表1の2記載要領 【1～3 略】</p>	<p>。</p> <p>【6～8 同左】</p> <p>第二十号様式別表一の二（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第十条関係） 【様式 同七】</p> <p>第二十号様式別表一の二（入力用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第十条関係） 【様式 同七】</p> <p>第20号様式別表1の2記載要領 【1～3 同左】</p>
<p>4 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表1の3）の「法人税額計(6)」及び「法人税額計(29)」の欄の金額（これらの欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内にはリース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。</p> <p>第二十号の三の二様式（用紙日本産業規格A4）（第十条関係） 【様式 略】</p> <p>第20号の3の2様式記載要領 【1～5 略】</p>	<p>4 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表1の3）の「法人税額計(6)」及び「法人税額計(32)」の欄の金額（これらの欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内にはリース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。</p> <p>第二十号の三の二様式（用紙日本産業規格A4）（第十条関係） 【様式 同七】</p> <p>第20号の3の2様式記載要領 【1～5 同左】</p>
<p>6 「地方法人税の控除額④」の欄は、<u>法人税の明細書</u>（別表17（3の12））の(4)の欄の金額と<u>地方法人税の申告書</u>（別表1）の(6)の欄の金額から法人税の明細書（別表6（5の2））の(8)の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額又は地方法人税の明細書（別表2付表）の(16)の欄の金額を記載すること。</p> <p>【7・8 略】</p> <p>第二十号の五様式（用紙日本産業規格A4）（附則第二条の六関係） 【様式 別紙四十一 挿入】 【第20号の5様式記載要領 略】</p>	<p>6 「地方法人税の控除額④」の欄は、<u>地方法人税の申告書</u>（別表1）の(8)の欄の金額又は<u>地方法人税の明細書</u>（別表2付表）の(12)の欄の金額を記載すること。</p> <p>【7・8 同左】</p> <p>第二十号の五様式（用紙日本産業規格A4）（附則第二条の六関係） 【様式 別紙四十一 挿入】 【第20号の5様式記載要領 同左】</p>

備考 表中及び表中に挿入される別紙の「」の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の十三の三、第四条の四、第五条、第六条の五、第七条の二の四第一項第五号及び第七条の二の五第二項第四号の改正規定並びに第一号様式の表の改正規定、第六号様式の表の改正規定（「㉓」を「㉔」に改める部分、「49」を「47」に改める部分及び「56」を「54」に改める部分を除く。）、同様式記載要領の改正規定（同様式記載要領10、12及び19に係る部分を除く。）、同様式別表五の二の表の改正規定（「別表五の6㉓又は別表五の6の2㉔」を「別表五の6の2㉔」に改める部分に限る。）、同様式別表五の六、同様式別表十四記載要領、第六号の三様式の表、同様式記載要領、第七号の三様式の表、第十号の三様式の表、同様式記載要領、第十号の五様式の表、同様式記載要領、第十二号の二様式の表、第十三号様式の表、同様式記載要領、第十三号の二様式の表、第十四号様式の表、同様式記載要領及び第二十号の五様式の表の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定 令和元年十月一日

二 第五号の十四様式及び第五号の十四の二様式の改正規定、第六号様式の表の改正規定（「㉓」を「㉔」に改める部分に限る。）、同様式記載要領12の改正規定、同様式別表一記載要領の改正

規定（「(18)の欄」を「(18)の欄の金額）、分配時調整外国税相当額の個別帰属額（法人税の明番
罫（別表6の2（2の2））の(27)の欄」に改める部分に限る。））、同様式別表五の表の改正規
定、同様式別表五記載要領の改正規定（同表記載要領4に係る部分を除く。））、同様式別表五
の二の表の改正規定（「㉓」を「㉔」に改める部分に限る。））、同様式別表五の二記載要領、同様
式別表五の二の二の表、同様式別表九の記載要領3、同様式別表十記載要領、同様式別表十一
の表及び同様式別表十一記載要領の改正規定並びに第二十号様式別表一記載要領の改正規定
（「(18)の欄」を「(18)の欄の金額）、分配時調整外国税相当額の個別帰属額（法人税の明番罫
（別表6の2（2の2））の(27)の欄」に改める部分に限る。） 令和二年一月一日

三 附則第二十条の改正規定 中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等
の一部を改正する法律（令和元年法律第二十一号）の施行の日

（地方消費税に関する経過措置）

第二条 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付
税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この条及び次条において「改正
法」という。） 附則第十条第一項の規定の適用を受ける事業者（改正法第二条による改正後の地方
税法（以下この項において「新法」という。） 第七十二条の七十七第一号に規定する事業者をい
い、新法第七十二条の八十七第一項に規定する承継相続人を含む。次条において同じ。）に係るこ

の省令（附則第一条第一号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の地方税法施行規則（次条において「新規則」という。）第七条の二の四の規定の適用については、同条第一項第二号中「次条及び第七条の二の六」とあるのは「以下この項、次条及び第七条の二の六」と、同項第四号中「当該中間申告対象期間に係る消費税法第四十二条第一項第一号に掲げる金額（同法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出する場合にあつては、同項第四号に掲げる金額）」とあるのは「当該中間申告対象期間を一の課税期間とみなした場合における社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。次号において「改正法」という。）附則第十一条第一項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額を控除しきれなかつた金額）及び同項第一号ロに掲げる金額から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）」と、同項第五号中「前号に掲げる金額に七十八分の二十二を乗じて得た金額」とあるのは「当該中間申告対象期間を一の課税期間とみなして改正法附則第十一条第一項の規定により読み替えて適用される改正法第二条による改正後の法第七十二条の八十八第一項の規定を適用して算出した譲渡割額に相当する金額」とする。

2 前項の事業者は、改正法附則第十条第一項の規定による申告書に次に掲げる事項を記載した書類

を添付しなければならない。

一 当該申告書に係る消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第四十三条第一項に規定する中間申告対象期間に係る改正法附則第十一条第一号イ及びロに掲げる金額の計算に関する明細

二 当該中間申告対象期間に係る改正法附則第十一条第二号イ及びロに掲げる金額の計算に関する明細

三 その他参考となるべき事項

第三条 改正法附則第十一条第一項又は第四項の規定の適用を受ける事業者に係る新規則第七条の二の五の規定の適用については、同条第一項第三号中「当該課税期間に係る法第七十二条の八十八第一項に規定する消費税額」とあるのは「当該課税期間に係る社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。次号において「改正法」という。）附則第十一条第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）及び同項第一号ロに掲げる金額から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）」と、同項第四号中「前号に掲げる消費税額を課税標準として算定した譲渡割額」とあるのは「当該課税期間に係る改正法附則第十一条第一項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して得

た譲渡割額」とする。

2 改正法附則第十一条第二項又は第三項の規定の適用を受ける事業者に係る新規則第七条の二の五の規定の適用については、同条第二項第三号中「当該課税期間に係る法第七十二条の八十八第二項に規定する不足額」とあるのは「当該課税期間に係る社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。次号において「改正法」という。）附則第十一条第一項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかった金額）がある場合においては、当該控除しきれなかった金額が、当該控除しきれなかった金額から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかった金額）がある場合においては、当該控除しきれなかった金額」と、同項第四号中「前号に掲げる不足額に七十八分の二十二を乗じて得た金額」とあるのは「当該課税期間に係る改正法附則第十一条第一項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して控除しきれなかった金額」とする。

3 改正法附則第十一条第五項の規定の適用を受ける事業者に係る新規則第七条の二の五の規定の適用については、同条第二項第三号中「当該課税期間に係る法第七十二条の八十八第二項に規定する不足額」とあるのは「当該課税期間に係る社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。次

号において「改正法」という。）附則第十一条第一項第二号イに掲げる金額及び同号ロに掲げる金額」と、同項第四号中「前号に掲げる不足額に七十八分の二十二を乗じて得た金額」とあるのは「当該課税期間に係る改正法附則第十一条第一項第二号に掲げる金額」とする。

4 前三項に規定する事業者は、改正法附則第十一条各項の規定による申告書に次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

一 当該申告書に係る地方税法第七十二条の七十八第三項に規定する課税期間に係る改正法附則第十一条第一項第一号イ及びロに掲げる金額の計算に関する明細

二 当該課税期間に係る改正法附則第十一条第一項第二号イ及びロに掲げる金額の計算に関する明細

三 その他参考となるべき事項

（地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部改正）

第四条 地方税法施行規則の一部を改正する等の省令（平成二十八年総務省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(地方税法施行規則の一部改正)</p> <p>第一条 地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>〔略〕</p> <p>附則第四条の八の次に次の二条を加える。</p> <p>(環境性能割交付金を計算する場合に係る経過措置)</p> <p>〔第四条の九 略〕</p> <p>(福島県南相馬市等に係る人口の定義の特例)</p> <p>第四条の九の二 福島県南相馬市、双葉郡楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する令和元年度及び令和二年度における第九条の十三第一項及び第二項の規定(第九条の十一第三項及び第六項の規定の人口に係る部分に限る。)の適用については、次の表の上欄に掲げる第九条の十三の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同条第一項後段及び第三項の規定は、適用しない。</p> <p>〔表 略〕</p> <p>〔略〕</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>(道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)</p> <p>第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行規則第二条の二第二項及び第六項の規定は、令和元年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成三十九年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。</p> <p>(自動車取得税に関する経過措置)</p> <p>第三条 地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号。以下この条及び次条において「改正法」という。)附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされた自動車取得税について第一条の規定による改正前の地方税法施行規則第八条の二十七第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定により減額する場合において、令和元年十月以後に到来する交付時期において交付すべき額から当該減額する額を差し引いた額が零を下回るときは、当該下回る額は、当該交付時期において、改正法第二条の規定による改正後の地方税法第七十七条の六第一項及び第二項の規定によって交付すべき環境性能割額から控除するものとする。</p> <p>(地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則の廃止に伴う経過措置)</p> <p>第四条 令和二年二月までの譲与時期に係る改正法附則第三十二条の規定によりなおその効力を</p>	<p>(地方税法施行規則の一部改正)</p> <p>第一条 地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>〔同上〕</p> <p>附則第四条の八の次に次の二条を加える。</p> <p>(環境性能割交付金を計算する場合に係る経過措置)</p> <p>〔第四条の九 同上〕</p> <p>(福島県南相馬市等に係る人口の定義の特例)</p> <p>第四条の九の二 福島県南相馬市、双葉郡楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する平成三十一年度及び平成三十二年度における第九条の十三第一項及び第二項の規定(第九条の十一第三項及び第六項の規定の人口に係る部分に限る。)の適用については、次の表の上欄に掲げる第九条の十三の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同条第一項後段及び第三項の規定は、適用しない。</p> <p>〔表 同上〕</p> <p>〔同上〕</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>(道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)</p> <p>第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行規則第二条の二第二項及び第六項の規定は、平成三十一年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成三十九年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。</p> <p>(自動車取得税に関する経過措置)</p> <p>第三条 地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号。以下この条及び次条において「改正法」という。)附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされた自動車取得税について第一条の規定による改正前の地方税法施行規則第八条の二十七第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定により減額する場合において、平成三十一年十月以後に到来する交付時期において交付すべき額から当該減額する額を差し引いた額が零を下回るときは、当該下回る額は、当該交付時期において、改正法第二条の規定による改正後の地方税法第七十七条の六第一項及び第二項の規定によって交付すべき環境性能割額から控除するものとする。</p> <p>(地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則の廃止に伴う経過措置)</p> <p>第四条 平成三十二年二月までの譲与時期に係る改正法附則第三十二条の規定によりなおその効</p>

<p>有するものとされた改正法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別譲与税については、第二条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則（以下この条において「廃止前暫定措置法施行規則」という。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前暫定措置法施行規則第一条中「地方法人特別税等に関する暫定措置法」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法」とする。</p> <p>（住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部改正）</p> <p>第六条 住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十条第十項及び第五十条第十項中「地方法人特別税等に関する暫定措置法」を「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法」に改める。</p>	<p>力を有するものとされた改正法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別譲与税については、第二条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則（以下この条において「廃止前暫定措置法施行規則」という。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前暫定措置法施行規則第一条中「地方法人特別税等に関する暫定措置法」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法」とする。</p> <p>（住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部改正）</p> <p>第六条 住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十条第八項及び第五十条第八項中「地方法人特別税等に関する暫定措置法」を「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法」に改める。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

（地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第五条 地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年総務省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>改正後</p>	<p>附則 この省令は、平成三十年一月一日から施行する。ただし、附則第十七条第一項の改正規定は、令和二年一月一日から施行する。</p>
<p>改正前</p>	<p>附則 この省令は、平成三十年一月一日から施行する。ただし、附則第十七条第一項の改正規定は、平成三十二年一月一日から施行する。</p>

第六条 地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

附則

(道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第二条 〔略〕

2 新規則第十七号様式別表及び第十七号の二様式別表は、令和元年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成三十年分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第七条 新規則第十条の七の三第七項第五号に規定する事業を実施する者(施行日の前日において社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第三項第九号に掲げる事業を実施していた病院又は病床を有する診療所の開設者のうち、令和六年三月三十一日までの間に当該病院又は当該診療所の病床を介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成三十年厚生労働省令第五号)附則第二条に規定する転換(次項において「転換」という。)を行って介護医療院を開設したものであって、前事業年度を通じて新規則第十条の七の三第七項第五号に規定する入所者(次項において「入所者」という。)の総延数が零であるものに限る。)に対する新規則第十条の七の三第七項第五号から第七号までの規定の適用については、同項第五号中「前事業年度を通じて入所者(介護保険法第四十八条第一項第三号に掲げる介護医療院サービス(以下この号において「介護医療院サービス」という。))を受けた者に限る。」の総延数に対する生活保護法第十五条の二第一項に規定する介護扶助のうち同項第四号に掲げる施設介護(介護医療院サービスに限る。))を受けた者並びに無料又は介護保険法第四十八条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用(介護医療院サービスに要したものに限る。))の額及び介護保険法施行規則第七十九条各号に掲げる費用(介護医療院サービスに要したものに限る。))の額の合計額の十分の一に相当する金額以上を減額した費用により介護医療院サービスを受けた者の延数の割合(次号及び第七号において「無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合」という。))とあるのは「のうち地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成三十年総務省令第二十四号)附則第七条第一項の規定の適用を受けるもの前事業年度を通じて取扱患者の総延数に対する生活保護法第十五条若しくは第十六条に規定する医療扶助若しくは出産扶助に係る診療を受けた者又は無料若しくは健康保険法第七十六条第二項の規定により算定された額及び同法第八十五条第二項に規定する基準により算定された同項の費用の額若しくは同法第八十五条の二第二項に規定する基準により算定された同項の費用の額の合計額の十分の一に相当する金額以上を減額した料金により診療を受けた者の延数の割合(次号及び第七号において「無料又は低額診療患者の割合」という。))と、同項第六号及び第七号中「無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合」とあるのは「無料又は低額診療患者の割合」とする。

附則

(道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第二条 〔同上〕

2 新規則第十七号様式別表及び第十七号の二様式別表は、平成三十一年度分以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成三十年分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第七条 新規則第十条の七の三第七項第五号に規定する事業を実施する者(施行日の前日において社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第三項第九号に掲げる事業を実施していた病院又は病床を有する診療所の開設者のうち、平成三十六年三月三十一日までの間に当該病院又は当該診療所の病床を介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成三十年厚生労働省令第五号)附則第二条に規定する転換(次項において「転換」という。)を行って介護医療院を開設したものであって、前事業年度を通じて新規則第十条の七の三第七項第五号に規定する入所者(次項において「入所者」という。)の総延数が零であるものに限る。)に対する新規則第十条の七の三第七項第五号から第七号までの規定の適用については、同項第五号中「前事業年度を通じて入所者(介護保険法第四十八条第一項第三号に掲げる介護医療院サービス(以下この号において「介護医療院サービス」という。))を受けた者に限る。」の総延数に対する生活保護法第十五条の二第一項に規定する介護扶助のうち同項第四号に掲げる施設介護(介護医療院サービスに限る。))を受けた者並びに無料又は介護保険法第四十八条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用(介護医療院サービスに要したものに限る。))の額及び介護保険法施行規則第七十九条各号に掲げる費用(介護医療院サービスに要したものに限る。))の額の合計額の十分の一に相当する金額以上を減額した費用により介護医療院サービスを受けた者の延数の割合(次号及び第七号において「無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合」という。))とあるのは「のうち地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成三十年総務省令第二十四号)附則第七条第一項の規定の適用を受けるもの前事業年度を通じて取扱患者の総延数に対する生活保護法第十五条若しくは第十六条に規定する医療扶助若しくは出産扶助に係る診療を受けた者又は無料若しくは健康保険法第七十六条第二項の規定により算定された額及び同法第八十五条第二項に規定する基準により算定された同項の費用の額若しくは同法第八十五条の二第二項に規定する基準により算定された同項の費用の額の合計額の十分の一に相当する金額以上を減額した料金により診療を受けた者の延数の割合(次号及び第七号において「無料又は低額診療患者の割合」という。))と、同項第六号及び第七号中「無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合」とあるのは「無料又は低額診療患者の割合」とする。

2 新規則第十条の七の三第七項第五号に規定する事業を実施する者(施行日の前日において社会福祉法第二条第三項第十号に掲げる事業を実施していた介護老人保健施設(病院又は病床を

2 新規則第十条の七の三第七項第五号に規定する事業を実施する者(施行日の前日において社会福祉法第二条第三項第十号に掲げる事業を実施していた介護老人保健施設(病院又は病床を

有する診療所の開設者が平成十八年七月一日から平成三十年三月三十一日までの間に当該病院又は当該診療所の病床の転換を行って開設したものに限り、令和六年三月三十一日までの間に当該介護老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに介護医療院を開設したものであって、前事業年度を通じた入所者の総延数が零であるものに限り、）に対する新規則第十条の七の三第七項第二号及び第五号から第七号までの規定の適用については、同項第二号中「以下この号」とあるのは「以下この項」と、同項第五号中「前事業年度を通じた入所者（介護保険法第四十八条第一項第三号に掲げる介護医療院サービス（以下この号において「介護医療院サービス」という。）を受けた者に限り、）の総延数に対する生活保護法第十五条の二第一項に規定する介護扶助のうち同項第四号に掲げる施設介護（介護医療院サービスに限る。）を受けた者並びに無料又は介護保険法第四十八条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用（介護医療院サービスに要したものに限り、）の額及び介護保険法施行規則第七十九条各号に掲げる費用（介護医療院サービスに要したものに限り、）の額の合計額の十分の一に相当する金額以上を減額した費用により介護医療院サービスをを受けた者の延数の割合（次号及び第七号において「無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合」とあるのは「無料又は低額利用に係る介護老人保健施設入所者の割合」とする。）と、同項第六号及び第七号中「無料又は低額利用に係る介護老人保健施設入所者の割合」とする。

〔3〕9 略

備考 表中の「」の記載は注記である。

有する診療所の開設者が平成十八年七月一日から平成三十年三月三十一日までの間に当該病院又は当該診療所の病床の転換を行って開設したものに限り、平成三十六年三月三十一日までの間に当該介護老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに介護医療院を開設したものであって、前事業年度を通じた入所者の総延数が零であるものに限り、）に対する新規則第十条の七の三第七項第二号及び第五号から第七号までの規定の適用については、同項第二号中「以下この号」とあるのは「以下この項」と、同項第五号中「前事業年度を通じた入所者（介護保険法第四十八条第一項第三号に掲げる介護医療院サービス（以下この号において「介護医療院サービス」という。）を受けた者に限り、）の総延数に対する生活保護法第十五条の二第一項に規定する介護扶助のうち同項第四号に掲げる施設介護（介護医療院サービスに限る。）を受けた者並びに無料又は介護保険法第四十八条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用（介護医療院サービスに要したものに限り、）の額及び介護保険法施行規則第七十九条各号に掲げる費用（介護医療院サービスに要したものに限り、）の額の合計額の十分の一に相当する金額以上を減額した費用により介護医療院サービスをを受けた者の延数の割合（次号及び第七号において「無料又は低額利用に係る介護老人保健施設入所者の割合」とあるのは「無料又は低額利用に係る介護老人保健施設入所者の割合」とする。）と、同項第六号及び第七号中「無料又は低額利用に係る介護老人保健施設入所者の割合」とする。

〔3〕9 同上

第七条 地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>附則 (施行期日) 第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第二条の六、第三条第三項及び第五条第三項の改正規定、第十条第九項の改正規定(同項を同条第十項とする部分を除く。)、第十条の二第三項の改正規定、第二十四条の三十八の次に七条を加える改正規定(第二十四条の四十一から第二十四条の四十五までに係る部分に限る。)、並びに第三十一条の次に十条を加える改正規定(第三十一条の五第三号及び第四号並びに第三十一条の六第三号及び第四号に係る部分に限る。) 令和元年十月一日</p> <p>二 第三条の十四の改正規定 令和二年一月一日</p> <p>三 第一条の四第二項及び第五条第一項の改正規定並びに附則第二条の八の次に一条を加える改正規定並びに附則第九条の規定(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号)別表地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の項の改正規定(「第十五項」を「第十七項」に、「第七十二条の三十三、第七十二条の三十三の二」を「第七十二条の三十一、第七十二条の三十三」に改める部分に限る。)) 令和二年四月一日</p> <p>四 附則第四条及び第七条の規定 令和二年十月一日</p> <p>五 附則第五条及び第八条の規定 令和三年十月一日</p> <p>六 第八条の二の三及び第十六条の二の二の改正規定並びに第十六号様式、第十六号の二様式並びに第十六号の五様式記載要領5及び6の改正規定並びに附則第三条及び第六条の規定 令和四年十月一日</p>	<p>附則 (施行期日) 第一条 「同上」</p> <p>一 第二条の六、第三条第三項及び第五条第三項の改正規定、第十条第九項の改正規定(同項を同条第十項とする部分を除く。)、第十条の二第三項の改正規定、第二十四条の三十八の次に七条を加える改正規定(第二十四条の四十一から第二十四条の四十五までに係る部分に限る。)、並びに第三十一条の次に十条を加える改正規定(第三十一条の五第三号及び第四号並びに第三十一条の六第三号及び第四号に係る部分に限る。) 平成三十一年十月一日</p> <p>二 第三条の十四の改正規定 平成三十二年一月一日</p> <p>三 第一条の四第二項及び第五条第一項の改正規定並びに附則第二条の八の次に一条を加える改正規定並びに附則第九条の規定(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号)別表地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の項の改正規定(「第十五項」を「第十七項」に、「第七十二条の三十三、第七十二条の三十三の二」を「第七十二条の三十一、第七十二条の三十三」に改める部分に限る。)) 平成三十二年四月一日</p> <p>四 附則第四条及び第七条の規定 平成三十二年十月一日</p> <p>五 附則第五条及び第八条の規定 平成三十三年十月一日</p> <p>六 第八条の二の三及び第十六条の二の二の改正規定並びに第十六号様式、第十六号の二様式並びに第十六号の五様式記載要領5及び6の改正規定並びに附則第三条及び第六条の規定 平成三十四年十月一日</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

第八条 地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>附則 (経過措置)</p> <p>2 この省令による改正後の地方税法施行規則第二条の二第五項及び第七項並びに第二条の三第二項(第九号に係る部分に限る。)及び第四項の規定並びに第三号様式別表、第五号の四様式及び第五号の十三様式は、令和元年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成三十年分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。</p>
改正前	<p>附則 (経過措置)</p> <p>2 この省令による改正後の地方税法施行規則第二条の二第五項及び第七項並びに第二条の三第二項(第九号に係る部分に限る。)及び第四項の規定並びに第三号様式別表、第五号の四様式及び第五号の十三様式は、平成三十一年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成三十年分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。</p>

（地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第九条 地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方税法施行規則第一条の十七を同令第一条の十九とする改正規定、同令第一条の十六の改正規定、同条を同令第一条の十八とする改正規定及び同令第一条の十五の次に二条を加える改正規定並びに第五十五号の五様式の改正規定並びに次条第一項及び第三項の規定並びに附則第七条の規定 令和元年六月一日
- 二 第一条中地方税法施行規則第八条の十六及び第八條の十七の改正規定 令和元年七月一日

(道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第一条の十六及び第一条の十七の規定は、令和二年十月一日以後に開始する新規則第一条の十六第二項に規定する指定対象期間に係る同条第一項に規定する指定（以下この条において「指定」という。）を受けようとする都道府県、市町村又は特別区（以下この条において「都道府県等」という。）が同項に規定する申出書等を提出する場合について適用する。

2 前条第一号に掲げる規定の施行の日から令和二年九月三十日までの期間に係る指定を都道府県等が受けようとする場合における新規則第一条の十六及び第一条の十七の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

〔略〕	〔略〕	〔略〕
第一条の十六第二項	毎年十月一日から翌年九月三十日まで	令和元年六月一日から令和二年九月三十日まで
	をいう。	をいう。ただし、総務大臣が、指定を受けようとする都道府県等について、当該期間を指定対象期間とすることが適当でないとき認められる場合には、当該都道府県等に係る指定対象期間は令和元年六月一日から同年九月三十日までの期間とする。

附則

(施行期日)

第一条 〔同上〕

- 一 第一条中地方税法施行規則第一条の十七を同令第一条の十九とする改正規定、同令第一条の十六の改正規定、同条を同令第一条の十八とする改正規定及び同令第一条の十五の次に二条を加える改正規定並びに第五十五号の五様式の改正規定並びに次条第一項及び第三項の規定並びに附則第七条の規定 平成三十一年六月一日
- 二 第一条中地方税法施行規則第八条の十六及び第八條の十七の改正規定 平成三十一年七月一日

(道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第一条の十六及び第一条の十七の規定は、平成三十二年十月一日以後に開始する新規則第一条の十六第二項に規定する指定対象期間に係る同条第一項に規定する指定（以下この条において「指定」という。）を受けようとする都道府県、市町村又は特別区（以下この条において「都道府県等」という。）が同項に規定する申出書等を提出する場合について適用する。

2 前条第一号に掲げる規定の施行の日から平成三十二年九月三十日までの期間に係る指定を都道府県等が受けようとする場合における新規則第一条の十六及び第一条の十七の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
第一条の十六第二項	毎年十月一日から翌年九月三十日まで	平成三十一年六月一日から平成三十二年九月三十日まで
	をいう。	をいう。ただし、総務大臣が、指定を受けようとする都道府県等について、当該期間を指定対象期間とすることが適当でないとき認められる場合には、当該都道府県等に係る指定対象期間は平成三十一年六月一日から同年九月三十日までの期間とする。

3 前項の規定により読み替えられた新規則第一条の十六第二項ただし書の規定の適用がある場合における同項ただし書に規定する指定対象期間に係る指定をされた都道府県等は、前二項の規定にかかわらず、令和元年十月一日から令和二年九月三十日までの期間に係る指定を受けるために、新規則第一条の十六第一項に規定する申出書等を提出することができる。この場合において、当該都道府県等が行う当該申出書等の提出については、同条及び新規則第一条の十七

3 前項の規定により読み替えられた新規則第一条の十六第二項ただし書の規定の適用がある場合における同項ただし書に規定する指定対象期間に係る指定をされた都道府県等は、前二項の規定にかかわらず、平成三十一年十月一日から平成三十二年九月三十日までの期間に係る指定を受けるために、新規則第一条の十六第一項に規定する申出書等を提出することができる。この場合において、当該都道府県等が行う当該申出書等の提出については、同条及び新規則第一

の規定を適用する。

条の十七の規定を適用する。

備考 表中の「」の記載は注記である。

（地方税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第十条 地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

(地方税法施行規則の一部改正)

第一条 地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)の一部を次のように改正する。

〔略〕

第九条の二第七項第二号中「第九項第二号」を「第十二項第二号」に、「実施要領」を「燃費評価実施要領」に、「第九条の四第一項第二号及び第十項第二号」を「以下この条及び第九条の四」に、「当該自動車」が平成三十二年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9) 法第四百十九條第一項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号(粒子状物質に係る部分を除く。)の基準とする。

第九条の二第六項中「当該自動車」を「おいて」に、「ことが記載されて」を「旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「当該自動車」を「おいて」に、「ことが記載されて」を「旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第四百十九條第一項第二号」を「第四百十九條第一項第二号ロ」に改め、同項第一号を次のように改める。

〔略〕

附則に次の二条を加える。

(政令附則第三十四条第五項に規定する総務省令で定める書類)

〔第二十五条 略〕

(政令附則第三十五条第九項に規定する総務省令で定める書類)

〔第二十六条 略〕

〔27 略〕

8 対象区域内軽自動車等のうち二輪自動車等(法附則第五十八條第二項に規定する二輪自動車等をいう。以下この項において同じ。)の所有者(法第四百四十四條第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。以下この項において同じ。)が当該対象区域内軽自動車等の主たる定置場所所在の市町村の長に提出しなければならない政令附則第三十五条第十項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

〔イ〕ニ 略

ホ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の用途を廃止し又は解体した日

〔イ〕ハ 略

〔二・三 略〕

〔9 略〕

〔略〕

(地方税法施行規則の一部改正)

第一条 地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)の一部を次のように改正する。

〔同上〕

第九条の二第七項第二号中「第九項第二号」を「第十二項第二号」に、「実施要領」を「燃費評価実施要領」に、「第九条の四第一項第二号及び第十項第二号」を「以下この条及び第九条の四」に、「当該自動車」が平成三十二年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「当該自動車」を「おいて」に、「ことが記載されて」を「旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「当該自動車」を「おいて」に、「ことが記載されて」を「旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第四百十九條第一項第二号」を「第四百十九條第一項第二号ロ」に改め、同項第一号を次のように改める。

〔同上〕

附則に次の二条を加える。

(政令附則第三十四条第五項に規定する総務省令で定める書類)

〔第二十五条 同上〕

(政令附則第三十五条第九項に規定する総務省令で定める書類)

〔第二十六条 同上〕

〔27 同上〕

〔同上〕

一 〔同上〕

〔イ〕ニ 同上

〔新設〕

〔イ〕ハ 同上

〔二・三 同上〕

〔9 同上〕

〔同上〕

第十六条の四十二様式の次に次の様式を加える。

〔様式〕別紙四十四〔挿入〕

〔略〕

第三十三号の四様式を次のように改める。

〔様式〕別紙四十六〔挿入〕

〔略〕

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔一〕略

二 第一条中地方税法施行規則第二条に四項を加える改正規定、同令第二条の二第二項及び第四項並びに第二条の三の二から第二条の三の七までの改正規定並びに同令第三号様式別表裏面、第五号の四様式、第五号の五の二様式及び第五十五号の七様式備考の改正規定並びに次条の規定並びに附則第八条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項の改正規定（「第四十五条の二第五項」の下に「及び第六項」を加え、「第六項まで」を「第七項まで」に、「第三百七条の二第五項及び第六項」を「第三百七条の二第五項から第七項まで」に改める部分に限る。）及び同表地方税法施行規則の項の改正規定（「第三条の三の二第一項及び第二項」の下に「、第三条の三の三第二項及び第四項」を、「第五条第三項」の下に「、第五条の二の二第一項及び第三項」を、「第十条の二第三項」の下に「、第十条の二の八第二項及び第四項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）」を加える部分に限る。）に限る。） 令和二年一月一日

三 第一条中地方税法施行規則第一条の二の改正規定、同令第一条の九の五を同令第一条の九の七とし、同令第一条の九の四を同令第一条の九の六とし、同令第一条の九の三の次に二条を加える改正規定、同令第三条の三の二の次に一条を加える改正規定、同令第三条の四第二項第二号、第三条の四の二第一項第四号及び第三条の四の三第二項第二号の改正規定、同令第四条の六の次に一条を加える改正規定、同令第四条の七の次に一条を加える改正規定、同令第五条の二の二第三号の改正規定、同令第五条の四第二項第二号の改正規定、同令第十条の二の十一とする改正規定、同令第十条の二の九第二項第二号の改正規定、同令第十条の二の十とする改正規定、同令第十条の二の八第二項第二号の改正規定、同令第十条の二の九とする改正規定並びに同令第十条の二の七の次に一条を加える改正規定並びに同令附則第三条の二を削り、同令附則第三条の二の七を同令附則第三条の二とし、同条の次に一条を加える改正規定及び同令附則第三条の二の七第二項第三号の改正規定並びに附則第五条の規定及び附則第八条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表地方税法（昭和

第十六条の四十二様式の次に次の様式を加える。

〔様式〕別紙四十三〔挿入〕

〔同上〕

第三十三号の四様式を次のように改める。

〔様式〕別紙四十五〔挿入〕

〔同上〕

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔一〕同上

二 第一条中地方税法施行規則第二条に四項を加える改正規定、同令第二条の二第二項及び第四項並びに第二条の三の二から第二条の三の七までの改正規定並びに同令第三号様式別表裏面、第五号の四様式、第五号の五の二様式及び第五十五号の七様式備考の改正規定並びに次条の規定並びに附則第八条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項の改正規定（「第四十五条の二第五項」の下に「及び第六項」を加え、「第六項まで」を「第七項まで」に、「第三百七条の二第五項及び第六項」を「第三百七条の二第五項から第七項まで」に改める部分に限る。）及び同表地方税法施行規則の項の改正規定（「第三条の三の二第一項及び第二項」の下に「、第三条の三の三第二項及び第四項」を、「第五条第三項」の下に「、第五条の二の二第一項及び第三項」を、「第十条の二第三項」の下に「、第十条の二の八第二項及び第四項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）」を加える部分に限る。）に限る。） 平成三十二年一月一日

三 第一条中地方税法施行規則第一条の二の改正規定、同令第一条の九の五を同令第一条の九の七とし、同令第一条の九の四を同令第一条の九の六とし、同令第一条の九の三の次に二条を加える改正規定、同令第三条の三の二の次に一条を加える改正規定、同令第三条の四第二項第二号、第三条の四の二第一項第四号及び第三条の四の三第二項第二号の改正規定、同令第四条の六の次に一条を加える改正規定、同令第四条の七の次に一条を加える改正規定、同令第五条の二の二第三号の改正規定、同令第五条の四第二項第二号の改正規定、同令第十条の二の十一とする改正規定、同令第十条の二の九第二項第二号の改正規定、同令第十条の二の十とする改正規定、同令第十条の二の八第二項第二号の改正規定、同令第十条の二の九とする改正規定並びに同令第十条の二の七の次に一条を加える改正規定並びに同令附則第三条の二を削り、同令附則第三条の二の七を同令附則第三条の二とし、同条の次に一条を加える改正規定及び同令附則第三条の二の七第二項第三号の改正規定並びに附則第五条の規定及び附則第八条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表地方税法（昭和

二十五年法律第二百二十六号)の項の改正規定(「第四十項及び第四十一項」を「第四十項、第四十一項、第五十項、第五十一項及び第五十七項」に改め、「第七十二条の三十一」の下に、「第七十二条の三十二の第二項、第二項及び第八項」を加え、「及び第三十七項(」を「第三十七項、第四十六項、第四十七項及び第五十三項(」に改め、「第三十七項については第七百三十四条第三項において」の下に、「第三百二十一条の八第四十六項、第四十七項及び第五十三項については第一条第二項において」を加える部分に限る。)に限る。) 令和二年四月一日

四 第一条中地方税法施行規則第十条の二三第二項第二号の改正規定 令和四年一月一日

五 第三条の規定 令和十六年四月一日

〔六 略〕

(道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第二条 前条第二号に掲げる規定による改正後の地方税法施行規則第五十五号の七様式の適用については、令和二年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限り、同様式備考中「葦室葦室葦室葦室葦室葦室」とあるのは、「葦室葦室葦室葦室葦室葦室」及び「葦室葦室葦室葦室葦室葦室」(令和元年6月1日前に支出したものに限る。)の類」ハナハナ」。

(地方消費税に関する経過措置)

第四条 第一条の規定による改正後の地方税法施行規則(以下この条において「新規則」という。)第七条の二の八及び附則第三条の二三の規定は、令和元年九月から十一月までの期間を徴収取扱費算定期間(地方税法施行令の一部を改正する政令(平成二十六年政令第三百十六号)による改正後の地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第三十五条の十七第一項及び附則第六条の十一第一項に規定する徴収取扱費算定期間をいう。以下この条において同じ。とする徴収取扱費(社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十九号。以下この条において「地方税法等改正法」という。))第二条の規定による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の百十三第一項及び附則第九条の十四第一項に規定する徴収取扱費をいう。以下この条において同じ。))の支払から適用する。この場合において、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがあるときは、新規則第七条の二の八及び附則第三条の二三の規定の適用については、新規則第七条の二の八第一項中「政令」とあるのは「地方税法施行令の一部を改正する政令(平成二十六年政令第三百十六号。附則第三条の二三第一項において「改正令」という。))附則第四条第一項後段の規定により読み替えて適用される政令」と、新規則附則第三条の二三第一項中「政令」とあるのは「改正令附則第四条第一項後段の規定により読み替えて適用される政令」とする。

2 令和元年九月から十一月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新規則第七条の二の八及び附則第三条の二三の規定の適用については、新規則第七条の二の八第一項中「政令」とあるのは「地方税法施行令の一部を改正する政令(平成二十六年政令

二十五年法律第二百二十六号)の項の改正規定(「第四十項及び第四十一項」を「第四十項、第四十一項、第五十項、第五十一項及び第五十七項」に改め、「第七十二条の三十一」の下に、「第七十二条の三十二の第二項、第二項及び第八項」を加え、「及び第三十七項(」を「第三十七項、第四十六項、第四十七項及び第五十三項(」に改め、「第三十七項については第七百三十四条第三項において」の下に、「第三百二十一条の八第四十六項、第四十七項及び第五十三項については第一条第二項において」を加える部分に限る。)に限る。) 平成三十二年四月一日

四 第一条中地方税法施行規則第十条の二三第二項第二号の改正規定 平成三十四年一月一日

五 第三条の規定 平成四十六年四月一日

〔六 同上〕

(道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第二条 前条第二号に掲げる規定による改正後の地方税法施行規則第五十五号の七様式の適用については、平成三十二年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限り、同様式備考中「葦室葦室葦室葦室葦室葦室」とあるのは、「葦室葦室葦室葦室葦室葦室」及び「葦室葦室葦室葦室葦室葦室」(令和元年6月1日前に支出したものに限る。)の類」ハナハナ」。

(地方消費税に関する経過措置)

第四条 第一条の規定による改正後の地方税法施行規則(以下この条において「新規則」という。)第七条の二の八及び附則第三条の二三の規定は、平成三十二年九月から十一月までの期間を徴収取扱費算定期間(地方税法施行令の一部を改正する政令(平成二十六年法律第三百十六号)による改正後の地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第三十五条の十七第一項及び附則第六条の十一第一項に規定する徴収取扱費算定期間をいう。以下この条において同じ。とする徴収取扱費(社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十九号。以下この条において「地方税法等改正法」という。))第二条の規定による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の百十三第一項及び附則第九条の十四第一項に規定する徴収取扱費をいう。以下この条において同じ。))の支払から適用する。この場合において、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがあるときは、新規則第七条の二の八及び附則第三条の二三の規定の適用については、新規則第七条の二の八第一項中「政令」とあるのは「地方税法施行令の一部を改正する政令(平成二十六年政令第三百十六号。附則第三条の二三第一項において「改正令」という。))附則第四条第一項後段の規定により読み替えて適用される政令」と、新規則附則第三条の二三第一項中「政令」とあるのは「改正令附則第四条第一項後段の規定により読み替えて適用される政令」とする。

2 平成三十一年九月から十一月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新規則第七条の二の八及び附則第三条の二三の規定の適用については、新規則第七条の二の八第一項中「政令」とあるのは「地方税法施行令の一部を改正する政令(平成二十六年

第三百十六号。附則第三条の二の三第一項において「改正令」という。）附則第四条第二項の規定により読み替えて適用される政令」と、新規則附則第三条の二の三第一項中「政令」とあるのは「改正令附則第四条第二項の規定により読み替えて適用される政令」とする。

3 地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における令和元年九月から十一月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新規則第七条の二の八及び附則第三条の二の三の規定の適用については、これらの規定中「附則第四条第一項後段」とあるのは、「附則第四条第三項」とする。

4 令和元年十二月から令和二年二月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新規則第七条の二の八及び附則第三条の二の三の規定の適用については、新規則第七条の二の八第一項中「政令」とあるのは「地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十六号。附則第三条の二の三第一項において「改正令」という。）附則第四条第四項の規定により読み替えて適用される政令」と、新規則附則第三条の二の三第一項中「政令」とあるのは「改正令附則第四条第四項の規定により読み替えて適用される政令」とする。

5 地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における令和元年十二月から令和二年二月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新規則第七条の二の八及び附則第三条の二の三の規定の適用については、これらの規定中「附則第四条第一項後段」とあるのは、「附則第四条第四項」とする。

第五号 令和二年四月一日前に設立された法人である事業者（地方税法第七十二条の七十七第一号に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。）で同日以後最初に開始する課税期間（同法第七十二条の七十八第三項に規定する課税期間をいう。）において所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）第五条の規定による改正後の消費税法（昭和六十三年法律第八号）第四十六条の二第二項に規定する特定法人に該当する事業者（地方税法第七十二条の八十七各項並びに第七十二条の八十八第一項及び第二項の事業者に限る。）は、当該課税期間開始の日以後一月以内に第一条の規定による改正後の地方税法施行規則附則第三条の二の二第一項の規定によりその例によるものとされる国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第四条第一項の届出を行わなければならない。

備考 表中及び表中に挿入される別紙の「」の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

政令第三百十六号。附則第三条の二の三第一項において「改正令」という。）附則第四条第二項の規定により読み替えて適用される政令」と、新規則附則第三条の二の三第一項中「政令」とあるのは「改正令附則第四条第二項の規定により読み替えて適用される政令」とする。

3 地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における平成三十一年九月から十一月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新規則第七条の二の八及び附則第三条の二の三の規定の適用については、これらの規定中「附則第四条第一項後段」とあるのは、「附則第四条第三項」とする。

4 平成三十一年十二月から平成三十二年二月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新規則第七条の二の八及び附則第三条の二の三の規定の適用については、新規則第七条の二の八第一項中「政令」とあるのは「地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十六号。附則第三条の二の三第一項において「改正令」という。）附則第四条第四項の規定により読み替えて適用される政令」と、新規則附則第三条の二の三第一項中「政令」とあるのは「改正令附則第四条第四項の規定により読み替えて適用される政令」とする。

5 地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における平成三十一年十二月から平成三十二年二月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新規則第七条の二の八及び附則第三条の二の三の規定の適用については、これらの規定中「附則第四条第一項後段」とあるのは、「附則第四条第四項」とする。

第五号 平成三十二年四月一日前に設立された法人である事業者（地方税法第七十二条の七十七第一号に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。）で同日以後最初に開始する課税期間（同法第七十二条の七十八第三項に規定する課税期間をいう。）において所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）第五条の規定による改正後の消費税法（昭和六十三年法律第八号）第四十六条の二第二項に規定する特定法人に該当する事業者（地方税法第七十二条の八十七各項並びに第七十二条の八十八第一項及び第二項の事業者に限る。）は、当該課税期間開始の日以後一月以内に第一条の規定による改正後の地方税法施行規則附則第三条の二の二第一項の規定によりその例によるものとされる国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第四条第一項の届出を行わなければならない。